

平成29年第 24号

公正証書

正本

奈良市内侍原町6番地 奈良県林業会館ビル3階

奈良合同公証役場

奈良地方法務局所属

公証人 松 尾 昭 彦

電話 奈良(0742)22-2966番

平成29年第 34号



一般定期借地権設定契約公正証書正本

本職は、平成29年3月10日、後記当事者の嘱託により法律行為に関し聴取した陳述の趣旨を以下のとおり録取り、この証書を作成する。

本 旨

借地権設定者 天理教（以下「甲」という）と借地権者 天理市（以下「乙」という）は、別紙目録1記載の土地（以下「本件土地」という）について、下記の約定により、借地借家法（以下「法」という）第22条に定める一般定期借地権（以下「本件借地権」という）を設定する契約（以下「本契約」という）を締結した。

（借地権の目的・一般定期借地権）

第1条 甲と乙とは、本件土地について、本契約を締結する。

2 本件借地権については、契約の更新（更新の請求

及び土地の使用の継続によるものを含む) 及び建物
の築造による存続期間の延長がなく、また、乙は、
法第13条の規定による買取請求をしないこととする。

(使用目的)

第2条 乙は、「山辺・県北西部広域環境衛生組合」
(以下「組合」という) が建設及び運営する「ごみ
処理施設及びその関連施設」(以下「本件ごみ処理
等施設」という) 用地として組合に本件土地を使用
させるため、乙が組合との間で本契約第11条第2
項に規定する一般定期転借地権設定契約を締結して、
本件土地を組合に転貸することを目的として本件土
地を間接使用するものとする。

(借地期間)

第3条 借地期間は、平成29年3月11日から平
成39年3月10日までの60年間とする。――

(公租公課)

第4条 甲は、本件土地の租税及びその他の公課を
負担する。――

(賃貸借料)

第5条 本件土地の賃貸借料は、次項に規定する方

法で算出するものとし、乙は甲に対し、毎月末日までに当月分を甲の指定する金融機関に振り込む方法で支払うものとする。ただし、毎年4月分の賃貸借料は、5月末日までに5月分の賃貸借料と合算して支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。――

2 賃貸借料は、次の各号の合計額を1/2分割した額（千円未満の端数が生じた場合には千円単位に切り上げる）とする。なお、公租公課は、毎年、4月1日から翌年3月末日分までが課税されるものとして、算出する。

- (1) 金 22,975,000円
- (2) 本件土地の公租公課（固定資産税及び都市計画税）相当額

3 前項の規定にかかわらず、借地期間の始期から本件ごみ処理等施設の建設工事の着工日（以下「着工日」という）の前日までの賃貸借料は前項の算出額の半額とし、着工日以後の賃貸借料は前項の算出額とする。――

4 1ヶ月に満たない場合には、当月分の日数をもつて日割りにより、その賃貸借料を算出する。ただし、

この日割り計算により1円未満の端数が生じた場合には、1円単位に切り上げる。

5 第2項の賃貸借料が、経済事情の変動、近隣相場の変動等の諸事情により不相当であると認められるときは、甲及び乙は誠実に協議した上、賃貸借料を改定することができる。

(事前承諾事項)

第6条 乙は、組合が次の各号の一に該当する行為をしようとするときは、予め甲に計画書面を提出して、甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1) 本件土地の区画形質を変更しようとするとき
- (2) 本件土地に建物を建設しようとするとき
- (3) 本件土地に建設した建物を増改築（再築・ごみ焼却炉の入れ替えを含む）しようとするとき
- (4) 本件土地に工作物を設置しようとするとき

(譲渡、転貸の禁止)

第7条 乙は、第2条に規定する組合に対する転貸を除き、甲の書面による承諾のない限り、本件借地権を譲渡し又は転貸（名目の如何に関わらず事實上借地権の譲渡、転貸と同様の結果を生ずる一切の行

行為を含む)してはならない。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当する行為をしたときは、本契約を解除することができる。

(1) 第2条の使用目的以外に本件土地を使用し、又は使用させたとき

(2) 第5条の賃貸借料の支払いを2回以上怠ったとき

(3) 第6条の各号のいずれか一に違反したとき

(4) 第7条に違反し、無断で本件借地権の譲渡、転貸をしたとき

(5) その他乙に本契約を継続し難い重大な背信行為があったとき

(契約の失効)

第9条 天災地変、公用収用などの行政処分その他の不可抗力により、本件土地が使用できなくなったり、使用が制限され、本契約を継続することが困難となつたとき、又は組合が建設及び運営する本件ごみ処理等施設が滅失又は著しく損傷したことにより同施設用地として本件土地を使用できなくなったと

きは、本契約は失効するものとする。

2 前項の場合には、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。

(期間満了前の解約)

第10条 乙は、本件借地権の借地期間の満了前に本契約を解約することができる。

2 乙は、前項の規定により本契約を解約しようとすることは、解約の日の1年以上前に、甲に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(遵守事項)

第11条 乙は本件土地利用にあたり、土地の保守及び防災について十分配慮をするものとし、組合に対して隣接地及び周辺に損害迷惑等及ぼすことのないよう善良な管理者の注意をもって本件土地を使用させなければならない。

2 乙は、第2条に規定する組合に対する本件土地の転貸にあたっては、乙と組合の間に、下記条件を付した法第22条に定める一般定期借地権の転借地権設定契約（以下「一般定期転借地権設定契約」という）を締結するとともに、一般定期転借地権設定契

約書の写しを甲に提出しなければならない。――

記

① 一般定期転借地権設定契約の存続期間の満了日

は、本契約第3条の借地期間の満了日と同一にすること。したがって、本契約の締結日に、一般定期転借地設定契約も締結すること。

② 本契約の終了をもって、一般定期転借地権設定契約も終了すること。

③ 組合は、天理教の書面による承諾のない限り、本件土地の転借地権を譲渡し又は転貸（名目の如何に問わらず事実上転借地権の譲渡、転貸と同様の結果を生ずる一切の行為を含む）しないこと。

④ 組合は、自己が建設及び運営する本件ごみ処理等施設用地以外の目的で本件土地を使用しないこと。

⑤ 組合は、天理教の書面による承諾のない限り、本契約第6条に規定する行為を行わないこと。（明渡し返還義務等）

第12条 第3条の借地期間が満了した場合、第8条により本契約が解除された場合、第9条第1項によ

り本契約が失効した場合、又は第10条により本契約が期間満了前に解約された場合は、乙は甲に対し、本件土地に存する建物その他一切の工作物を除去し、土壤汚染その他甲の求める検査を行い、本件土地を原状に復して、更地で返還しなければならない。この場合、乙は、本件ごみ処理等施設の撤去に際し、法令の定めるところに従って撤去したことと証明する一式書類（証明申請に必要な書類を含む）の写しを、組合から徵求して甲に提出しなければならない。

なお、本件土地の返還時に行う土壤汚染検査及び将来甲が行う建築、造成等の土地利用の際に、土壤汚染対策法（同法の主旨を承継する法律を含む）に定める基準以上の土壤汚染が判明した場合は、甲の求める必要な範囲内で、乙は本件土地の土壤入れ替え等を行わなければならない。

2 乙が前項の明渡しを遅滞したときは、乙は本契約終了の翌日から明渡し完了に至るまで、直近賃貸借料の3倍相当額の遅延損害金を支払う。
(有益費償還請求権の放棄等)

第13条 乙は、前条第1項の返還にあたり、甲に対

し、有益費償還請求権を行使せず、また、移転料、立退料等名目の如何に関わらず一切の金銭請求をすることはできない。

(契約の費用)

第14条 この契約の締結に要する費用は、甲及び乙が折半する。

(管轄裁判所)

第15条 本契約に関する紛争については、奈良地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(表明保証)

第16条 乙が甲に対し、下記事項を表明保証した結果、甲は、乙との本契約を締結するものである。

記

①本件ごみ処理等施設の建設事業（以下「本事業計画」という）について地元関係者の理解等を得たこと並びに、今後とも、②組合が第6条に規定する行為をしようとする場合は関係者との協議を行うこと、③甲以外の関係者との協議を進めるにあたっては、乙がすべての責任を負うこと、④周辺地域住民の生活環境の保全と事業の円滑な推進を図ること及

び⑥乙は、甲が天理白川地区開発に関して締結している各地元自治会などとの協定書及び覚書を尊重すること。

(特約事項)

第17条 本契約は、甲乙間で締結した平成27年8月31日付け「ごみ処理施設等新設に向けた覚書」(以下「覚書」という)に基づいて締結するものであり、乙は、本契約の締結後も、下記の事項を遵守しなければならない。

記

① 乙は、本件土地の利用目的を、組合が建設及び運営する本件ごみ処理等施設の用地に限定するとともに、本事業計画の進捗状況を定期的に甲に報告する義務を負う。また、本件土地に関する地質調査実施等を行うにあたっては、事前に甲の同意を得た上で実施するものとする。

② 乙は、本件ごみ処理等施設の建設及び運営にあたって、近隣で交通渋滞を生じさせないなど、甲の宗教活動に支障のないよう万全の配慮を行う。

2 甲及び乙は、下記の事項を協議するために、甲、

乙及び組合間で定期的に協議の場を持つこととする。

記

- ① 本件ごみ処理等施設の周辺地域の振興、整備に関する事項。
- ② 本件ごみ処理等施設及び同施設の稼働によつて影響を受ける地域の環境保全に関する事項。
- ③ 「新ごみ処理施設周辺における地域振興等検討協議会」で協議された事項に関する事項。
- ④ その他甲が必要と認める事項。

3 本件土地のうち、(1)の土地（以下「本件土地(1)」という）の南側の一部（天理市道610号豊田白川線に接道する出入口周辺）の地下には、関西電力株式会社の所管する高圧電力線用埋設管（以下「本件埋設管」という）が存しているので、組合が当該部分で工事を行う場合は、乙は、事前に、関西電力株式会社と本件埋設管の取り扱いについて協議し、甲の書面による承認を得た上で、組合に施工させなければならない。

4 本件土地(1)と、当該土地の西側に隣接する天理市岩屋町459番54の土地（以下「459番5

4」という)との筆界の一部は未確認であるので、組合が、上記筆界に接する土地で工事を行う場合は、乙は、事前に、甲及び459番54の所有者(以下「459番54所有者」という)と現地で立会を行い、乙の費用負担による「甲と459番54所有者間の筆界確認書」を締結した上で、組合に施工せなければならない。

(協議事項)

第18条 本契約に定めがない事項、又はこの契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠意をもって協議し解決するものとする。

(強制執行の認諾)

第19条 乙は、本契約に定める金銭債務につき、その履行を怠った場合、直ちに強制執行に服する旨を陳述した。

本旨外要件

借地権設定者(甲) 天理教

代表役員

公証人役場

上記団体職員

上記代理人

上記は運転免許証の提示により人違いでないことを証明させた。

上記代理人提出の委任状は認証がないから本人の印鑑
証明書の提出によりその真正を証明させた。

奈良県天理市川原城町 605 番地

借地権者(乙) 天理市

代表者市長 並河 健

地方公務員

上記代理人 水井 弘典

上記は運転免許証の提示により人違いでないことを証明させた。

上記代理人提出の委任状は認証がないから本人の公印台帳の提示によりその真正を証明させた。

以上を上記列席者に閲覧させたところ、各自これを承認し、次に署名押印する。――

印

水 井 弘 典

印

この証書は、平成29年3月10日本職役場において、法定の方式に従って作成し、次に署名押印する。――

奈良市内侍原町6番地 奈良県林業会館ビル3階

奈良地方法務局所属



公証人 松尾昭彦

この正本は公正証書の原本によってこれを作成し嘱託人

代理市 に交付するものである。

平成29年3月10日本職役場において

奈良市内侍原町6番地 奈良県林業会館ビル3階

奈良地方法務局所属

公証人

松尾昭彦

別紙目録1 (土地の表示)

(1) 所 在 天理市岩屋町

地 番 459番2

地 目 雜種地

地 積 18, 929m²

上記土地の実測面積は24, 881, 80m²であるところ、

そのうち24, 711, 28m² (ただし、別紙丈量図
の2404、3800、3802、3803、380
4、3805、3806、139、3799、379
8、3797、5044、5043、2658、26
59、2660、5039、2662、5037、2
664、5035、2740、5033、5032、
2828、3770、3771、2860、2869、
2843、10005、11197、10003、1
0002、10001、12099、12044、1
3816、13821、13822、12043、2
02、1245、1238、1307、136、13
7、138、3776、5076、3777、377
8、5079、5080、5081、5082、50

公 証 人 役 場

(1) 83、8780、52、5085、10534、10
(2) 475、10474、10473、10472、10
(3) 471、10470、10469、10468、10
(4) 467、10466、10465、10503、12
(5) 094、10504、1900、1901、1902、
1903、1904、1905、1906、1208
(6) 1、1907、1908、1909、1911、19
(7) 12、1913、1914、1915、1916、1
(8) 918、2054、12092、2055、3779、
12090、2056、12067、2057、20
(9) 58、2059、2060、2061、2062、2
(10) 063、2064、12089、2065、2066、
2067、12055、2400、2401、240
(11) 2、12051、2529、2530、2531、2
(12) 532、12046、2533、18542、126
(13) 82、12692、2403、2404の各点を順次
直線で結びこれに囲まれた部分)

(2) 所 在 天理市岩屋町

地 番 459番25

地 目 山林

公 証 人 役 場

地 積 1,029 m²

上記土地のうち、327,13 m²（ただし、別紙面積
図の13816、13815、201、1246、2
02、12043、13822、13821、138
16の各点を順次直線で結びこれに囲まれた部分）

（3）所 在 天理市櫻本町

地 番 2909番3

地 目 雜種地

地 積 842 m²

上記土地のうち、705,46 m²（ただし、別紙面積
図の2843、135、3013、3012、307
7、134、133、130、3810、201、1
3815、13816、12044、12099、1
0001、10002、10003、11197、1
0005、2843の各点を順次直線で結びこれに囲
まれた部分）

以 上

公 証 人 役 場